

農林水産商工委員会資料（別冊）
（農林水産部所管分）

「第6号議案 令和3年度島根県一般会計予算 [関係分]」に係る説明資料

令和3年3月9日・10日
農 林 水 産 部

農林水産基本計画の概要

・重点取組分野【農業】

長期ビジョン

- ① 農業産出額 100 億円増（基準：629 億円（H28））
- ② 今後 10 年間で担い手不在集落の過半（550）を解消

計画期間の目標

- ① 重点取組分野において効果額 100 億円を生み出す
- ② 担い手不在集落 275 集落を解消

<p>(1) ひとつづくり</p> <ul style="list-style-type: none">① 新規自営就農者の確保② 中核的な担い手の育成③ 集落営農組織の経営改善④ 地域をけん引する経営体の増加⑤ 将来性のある産地の拡大	<p>(2) ものづくり</p> <ul style="list-style-type: none">① 水田園芸の推進② 有機農業の拡大③ 美味しまね認証を核とした GAP の推進④ 肉用牛生産の拡大⑤ 持続可能な米づくりの確立
<p>(3) 農村・地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none">① 日本型直接支払制度の取組拡大② 地域が必要とする多様な担い手の確保・育成③ 鳥獣被害対策の推進	

・重点取組分野【林業】

長期ビジョン

令和12年の原木生産量 800 千 m^3 （基準：628 千 m^3 （H30））

計画期間の目標

令和6年の原木生産量 714 千 m^3

<p>(1) 林業のコスト低減</p> <ul style="list-style-type: none">① 原木生産の低コスト化② 再造林の低コスト化	<p>(2) 原木が高値で取引される環境整備</p> <ul style="list-style-type: none">① 製材用原木の需要拡大と安定供給② 高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大
<p>(3) 林業就業者の確保</p> <ul style="list-style-type: none">① 新規林業就業者の確保② 林業就業者の定着強化	

・重点取組分野【水産業】

長期ビジョン

① 令和21年の沿岸自営漁業の産出額 54 億円（基準：27 億円（H30））

② 132の沿岸漁業集落について1集落当たり漁業者が5人以上いる形で維持

計画期間の目標

① 令和6年の沿岸自営漁業産出額 29 億円

② 132の沿岸漁業集落について1集落当たり漁業者が5人以上いる形で維持

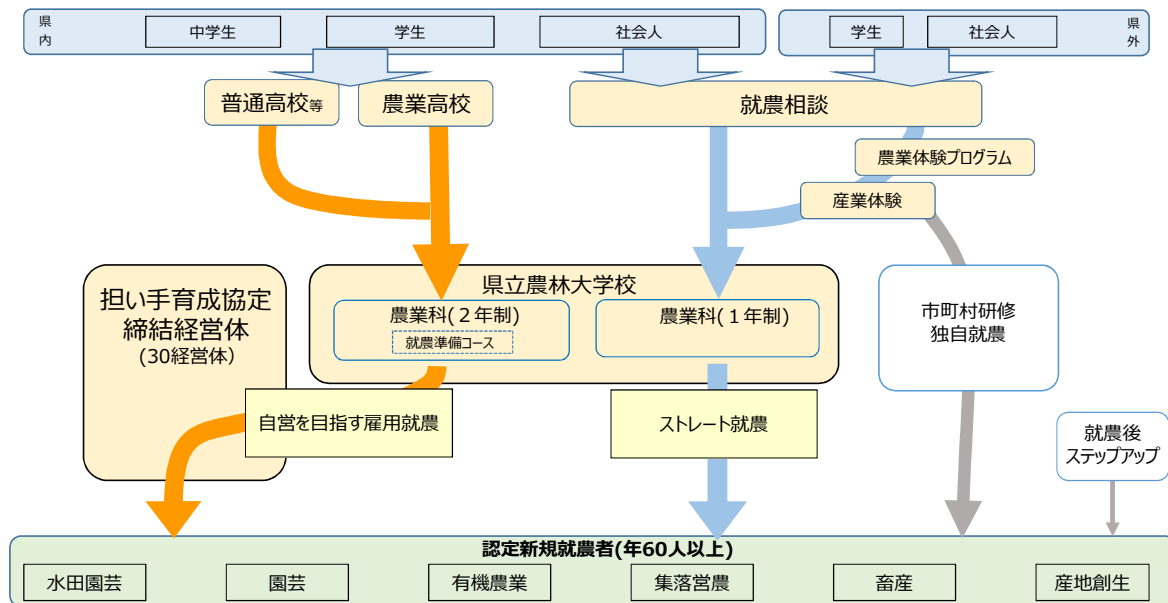
<p>(1) 沿岸自営漁業者の確保と所得の向上</p> <ul style="list-style-type: none">① 沿岸自営漁業の新規就業者確保② 沿岸自営漁業者の所得向上
<p>(2) 漁村、地域の維持・発展</p> <ul style="list-style-type: none">① 定置漁業の持続的発展② 企業的漁業経営や内水面漁業の安定的発展

担い手の確保・育成①

(1) 新規自営就農者の確保

農業経営課

1. 目指す姿と取組のポイント



2. 取組の進め方と令和3年度予算事業

(1) 自営就農希望者の確保

- ① 水田園芸や有機農業などの産地づくりに必要な担い手を確保するため、就農希望者が安心して就農できるような経営モデルと農地や住居がセットになった「包括的就農パッケージ」を作成し、就農希望者に積極的にセールス。
 - ・自営就農者確保対策事業（就農パッケージ作成支援）
- ② より多くの高校生が農業を職業として志すような環境づくりを推進。
 - 農業高校のネットワーク化を図り、各校の独自性（スマート農業やGAP、地域の産地づくりとの連携）をうまく活かした差別化・魅力向上により、農業に興味を持って農業高校に入学する中学生を確保。
 - 農林大学校を中心とした農業高校のサテライト化を図り、農業高校の生徒を対象に農林大学校でより専門的な研修を実施したり、農林大学校の先生が農業高校に向向いて農業への関心を引き起こすような授業を実施。
 - ・農業高校地域連携推進事業

(2) 自営就農希望者の育成

- ① 農林大学校において、就農ビジョンが明確で速やかな就農を希望する社会人や、一旦は雇用就農するが将来的には自営就農したいという高卒生等、それぞれにあったサポートを充実。
 - ・農林大学校再編拡充事業
- ② 担い手育成に意欲のある農業法人と連携し、就農希望者が雇用就農を経て独立し自営就農できるよう支援を強化。
 - ・自営就農受入法人支援事業
 - 受入にあたって必要となる設備等の支援 補助率 1/3以内

(3) 新規就農者の円滑な就農と定着支援（ソフト）

(1) 就農準備のための研修と就農後の早期の経営確立、定着を図るため資金を交付。

① 農業次世代人材投資事業（国）

対象 50歳未満の者

研修：150万円／年（最長2年）

定着：最大150万円／年（最長5年）

※1～3年目150万円／年、4～5年目120万円【改正】

② 農業人材投資事業（県）

対象 50歳以上の者

研修：U I ターン者 144万円／年 県内在住 72万円／年（最長1年）

定着：72万円／年（最長2年）

(2) 経営を継承し、担い手として経営発展を目指す就農予定者の取組を支援。

① 経営発展のための取組の経費を市町村と一体となって支援（国）【新規】

・ 経営継承・発展等支援事業 上限 100万円 国、市町村がそれぞれ1/2負担

② 経営発展のためのGAP取得や水田園芸6品目の導入等独立自営に必要な準備を支援（県）【新規】

・ 農業人材投資事業 50万円／年（最長1年）

(3) 新規就農者の早期経営安定に向けて手厚いサポートを実施。

① 就農後5年以内に販売額1,000万円（他産業並みの所得）を達成できるような計画づくりを支援し、関係機関によるサポートチームで継続支援。

② スムーズにGAP認証取得ができるよう、農業普及員がマンツーマンで支援。

③ 効率的に技術向上が図られるよう、IoT技術（タブレット、栽培管理アプリ、Web相談）を活用したリモート指導を提供。

(4) 新規就農者の円滑な就農と定着支援（ハード）

就農の際の初期投資軽減を支援。

① 就農の際に必要な施設・機械等の整備を支援。

機械等整備事業

補助率 1/3以内 上限 10,000千円

② 就農の際に必要なハウス等の整備を支援。

ハウス等整備事業 【詳細はP6参照】

・ 国庫事業活用型 【助成額を増額、対象を拡充】

助成の対象：園芸用ハウス、菌床きのこハウス、畜舎、たい肥舎等

助成額：国事業（産地パワーアップ事業）活用の場合、国は資材費の1/2を助成、県は総事業費の1/4を助成

※リース料の一部と施工費の1/3を助成（総事業費の1/5弱程度）から総事業費の1/4

助成へスキームを変更し助成額を増額。

※リースハウス活用の場合を助成対象としていたが、取得の場合も対象に加えた。

・ 国庫事業非活用型 【対象を拡充】

助成の対象：園芸用ハウス、菌床きのこハウス、畜舎、たい肥舎等

助成額：市町村が事業費の1/3を助成する場合、県も同額を助成

（県1/3、市町村1/3、事業者1/3）

※ハウスの場合リースハウス活用の場合を助成対象としていたが、取得の場合も対象に加えた。また、認定農業者は新品目に取り組むことが要件となっていたが、これを撤廃し対象を拡充。

※牛舎、たい肥舎については、取得の場合のみを対象とする。

担い手の確保・育成②

(2) 中核的な担い手の育成 (3) 集落営農の経営改善 (4) 地域をけん引する経営体の増加

農業経営課

1. 目指す姿と取組のポイント

- 担い手（組織・法人を含む）との間で、どのような産地をつくり出していくかというビジョンを徹底的に議論し、将来実現したい経営のイメージを具体化。
- 認定農業者の経営発展については、県として推進している水田園芸、有機農業、肉用牛等を中心に販売額1,000万円（＝他産業並みの所得）を一つの目安に設定。
- 集落営農組織については、将来に向けての持続性が高まるよう、法人化、水田園芸等の導入・拡大による収益向上を推進。
- 集落における営農を、企業とともに進めていこうという意欲のある地域等においては、「地域けん引経営体」の誘致・参画を推進。

2. 取組の進め方と令和3年度予算事業

規模拡大、生産性向上支援

(1) 担い手共通

① 規模拡大や生産性向上を図ろうとする農業者等に対して、必要な機械・施設等の設備投資を支援。(国)

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金 補助率 3/10以内
- ・担い手確保・経営強化支援事業 補助率 1/2以内
- ・産地生産基盤パワーアップ事業 補助率 1/2以内

② 地域や産地を支える中核的な経営体（販売額1,000万円以上）を目指す認定農業者等の規模拡大等の際に必要な機械、ハウス等施設等の整備を支援。(県)

- ・機械等整備事業 **【認定農業者のへの補助額を増額】**

補助率	1/3以内	上限	認定農業者	3,333千円
			集落営農法人	3,333千円
			地域けん引経営体	5,000千円

- ・ハウス等整備事業 **【詳細はP 6 参照】**

国庫事業活用型 **【助成額を増額、対象を拡充】**

助成の対象：園芸用ハウス、菌床きのこハウス、畜舎、たい肥舎等

助成額：国事業（産地パワーアップ事業）活用の場合、国は資材費の1/2を助成、県は総事業費の1/4

※リース料の一部と施工費の1/3を助成（総事業費の1/5弱程度）から総事業費の1/4助成へスキームを変更し助成額を増額。

※リースハウス活用の場合を助成対象としていたが、取得の場合も対象に加えた。

国庫事業非活用型 **【対象を拡充】**

助成の対象：対象園芸用ハウス、菌床きのこハウス、畜舎、たい肥舎等

助成額：市町村が事業費の1/3を補助する場合、県も同額を補助

（県1/3、市町村1/3、事業者1/3）

※ハウスの場合リースハウス活用の場合を助成対象としていたが、取得の場合も対象に加えた。また、認定農業者は新品目に取り組むことが要件となっていたが、これを撤廃し対象を拡充。

※牛舎、たい肥舎については、取得の場合のみを対象とする。

③ マーケットインの視点で新たな担い手が安定的に確保される産地構想に基づく取組を集中的に支援。(県)

- ・産地創生事業 **【P 7 参照】**

【参考】 農業用ハウス整備支援の充実・強化

例：事業費10,000千円の農業用ハウスを整備する場合

国庫活用型

国3,500 (資材費の1/2)	県2,500 (事業費の1/4)	※	本人負担
---------------------	---------------------	---	------

※可能な限り国庫事業の活用を進めるため、市町村に対し、事業費の1/10程度の上乗せ支援を要請済。

※市町村が1/10上乗せすると、国庫非活用型の場合より本人負担が軽減される。

国庫非活用型

県3,333 (事業費の1/3)	市町村 3,333 (事業費の1/3)	本人負担 3,334
---------------------	------------------------	---------------

(2) 集落営農

- ①集落営農の法人化、広域連携による経営の継続及び効率化の活動を支援。
 - ・集落営農体制強化推進事業(県) 補助率 1/2以内
- ②集落営農の法人化、広域連携組織設立の際に必要な機械等の整備を支援。
 - ・機械等整備事業(県) 補助率 1/3以内 【再掲】
- ③新たに水田園芸に取り組む意欲のある集落営農組織の栽培実証ほの設置を支援。
 - ・水田園芸チャレンジ支援事業(県) 補助率 1/2以内 【P9参照】

(3) 地域けん引経営体

- ①誘致専門員の設置とコンサルタント企業への委託によりマッチングを強化。
 - ・地域をけん引する経営体の確保対策事業(県)
- ②県内に進出する際に必要な機械等整備を支援
 - ・機械等整備事業(県) 補助率 1/3以内 【再掲】

(5) 将来性のある産地の拡大

産地支援課

1. 目指す姿と取組のポイント

- ① 県内の多くの産地が縮小・衰退するなかで、「生産技術さえ改善すればこのトレンドが反転させられる」という状況でないことは明らか。
- ② 将来に向けて持続可能な産地をつくるためには、「作ったものを売る」から「売れるものを作る」というマーケットインの発想への切り替えを徹底し、まず産地としての将来ビジョンを描く。
- ③ このビジョンを実現するため、県は「産地支援＝技術指導」という誤った認識を払拭し、産地や担い手の経営全体を俯瞰したサポートを提供。

2. 取組の進め方と令和3年度予算事業

【産地創生事業】(県) 180,000千円(継続)

<事業活用に必須となる産地ビジョン>

- ・ 産地創生事業は、産地の規模の大小は問わないが、次の要素が盛り込まれた産地ビジョンの策定が要件。
 - ① 産地が将来拡大すること(生産額が増加すること)
 - ② 産地を支える新たな担い手が継続的に参入・確保されること
 - ③ ①、②のビジョン実現が、マーケットインの視点からの取り組みに裏打ちされていること

<事業実施主体>

農林漁業者等の組織する団体

※3名以上の農林漁業者で組織し、市町村、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等を加えることができる

<補助スキーム>

(1) 補助率

- 基本補助：補助対象事業費※₁の1/2
- 連携加算補助：市町村の補助額に対し、県も同額を上乗せ
- 補助総額上限：産地の負担を総事業費※₂の25%まで圧縮可
(ただし、1団体当たり30,000千円/年度以内、50,000千円/3年度以内)

※₁補助対象事業費：総事業費から国庫補助金額を除いた額。

※₂総事業費：国庫事業を含めた事業費の合計額。ただし、他の県単事業費は除く。

(2) 補助金額算定のイメージ

事業A (集出荷施設の整備)		事業B (ハウス客土・用水設備、商品開発等)		事業C (リースハウスの整備)		
国補助 1,500万円	補助残 1,500万円	既存事業対象外 1,800万円		県補助 1,000万円	市町村補助 1,000万円	補助残 1,000万円
①総事業費 4,800万円						
②国事業補助 1,500万円	補助残 1,500万円	既存事業対象外 1,800万円				
③補助対象事業費3,300万円(①-②)						
⑤県基本補助額 (③×1/2) 1,650万円		②市町村補助額 225万円	⑦県加算補助額 (⑥と同額) 225万円	④最終的な産地の負担(下限額) 1,200万円 (①×25%)		

※他の県単事業費は、総事業費に含まない。

R2年度採択事業

海外輸出を核とした
いわがきのブランド
力強化



いわがき「春香」
の養殖

離島の不利を逆手
にとった地産地消
型水田園芸の推進



島内産直市

「大田市生まれ（子牛）、
大田育ち（肥育牛）」の
御当地和牛の首都圏進出



三瓶山麓での放牧風景
と石見銀山和牛肉

生協・学校給食との
契約取引を核とした
椎茸周年生産の拡大



ハウス内の菌床椎茸

加工メーカーや販売事
業者等と一体となって
取組む山椒の産地化



山椒の栽培の様子と山椒の実

子育て世代や高齢者
向けに有機野菜の冷
凍食品を開発



有機野菜のハウス団地

県オリジナルぶどう
品種「神紅」による
産地化



県オリジナル品種「神紅」

担い手農業者と町内福祉
施設との協働による物流
改善と販路の多角化



パプリカ栽培の様子

(6) 水田園芸の推進

1. 目指す姿と取組のポイント

産地支援課

農業産出額100億円増

水田園芸県推進6品目が、それぞれ県全体で産出額10億円規模を実現

生産拡大のベースとなる拠点産地を県内各地に形成

* 拠点産地

農業者が水田園芸に取り組む際、機械等への初期投資や育苗・収穫・調整の労力確保、販売先の確保などに不安を抱かないよう、機械共同利用や販売、育苗・収穫・調製作業の分業化等を地域全体で対応

2. 取組の進め方と令和3年度予算事業

(1) 拠点産地の中心となる担い手の確保

担い手の経営改善、新規就農者の確保、地域をけん引する経営体の確保等、担い手の確保・育成対策と両輪で推進

① 集落営農組織

水田園芸の導入により、経営の多角化や他の集落営農組織との広域連携を推進

② 認定農業者

安定した生産・販売が可能な水田園芸の導入をすすめ、安定経営を実現

③ 新規就農者

水田園芸の導入により新規就農者でも安定した経営を実現

④ 地域けん引経営体

担い手不在集落において、拠点産地の中心となって産地化を図る「地域けん引経営体」を誘致

(2) 担い手への支援

(1) 小規模でも新たに水田園芸に取り組む意欲ある農業者等を支援

・栽培実証ほの設置 1/2以内

・1経営体当たり露地品目は概ね10a以上、施設品目は概ね2a以上

【水田園芸チャレンジ支援事業（県）】

(2) 水田園芸6品目に取り組む農業者に交付金を交付

水田活用の直接支払交付金（産地交付金）の県域メニューにおいて、水田園芸6品目については、最大15万円/10aを交付

【水田活用の直接支払い交付金（産地交付金）】

(3) 水田園芸（アスパラガス、ミニトマト）の栽培に必要なハウス整備を支援

① 国事業（産地生産基盤パワーアップ事業）を活用する場合

国は資材費の1/2、県は事業費の1/4を支援

② 県事業

市町村が事業費の1/3を補助する場合、県も同額を補助

【ハウス等整備事業（国、県）】

(4) 排水対策の徹底

水田での生産性向上に最も重要な排水対策については、「排水対策早見表」の活用や、ほ場条件に応じた額縁明きょやサブソイラーによる暗きょ、高畝栽培などを徹底

【水田園芸拠点づくり事業(県)】

(5) 高収益作物への転換のための基盤整備を機動的に推進

比較的小規模からでも水田園芸品目を栽培する際の排水対策や土壌改良等を実施可能（受益農家2戸以上、事業費200万円以上、最大で地元負担が0）

【農地耕作条件改善事業】

(3) 拠点産地を形成していくための支援

(1) 産地化に向けた試行的取組や合意形成を促進

① 産地化に向けた合意形成や栽培技術実証、品種選定等を支援

・先進地視察や品種の選定、出荷先の確保に対する取組を定額補助（500千円）

② 作業の共同化や省力・低コスト生産など、産地化に向けた試行的な取組を推進

・共同育苗や加工・業務用出荷などに産地全体で試行的に取り組む際に必要となる資材費や鉄コンテナのレンタル経費等を支援（1/2以内）

【水田園芸拠点づくり事業(県)】 【時代を拓く園芸産地づくり支援事業(国)】

(2) 機械の共同利用や労力を補完するしくみづくりを進めるための支援

① 排水対策機械や定植機、収穫機等の作業の省力化、低コスト化、生産性向上に資する機械・施設の共同利用を推進

【水田園芸拠点づくり事業(県)】 【時代を拓く園芸産地づくり支援事業(国)】

② 排水対策、定植、収穫等の作業受託を行う組織の確保と人事育成を進め、産地全体での役割分担を推進

・共同利用機械の整備支援 1/3以内（県事業）

・施設・機械のリース方式による導入 1/2以内（国事業）

・作業受託組織の人材育成 定額（10万円/月・人）（県事業）

【水田園芸拠点づくり事業(県)】 【時代を拓く園芸産地づくり支援事業(国)】

(3) 産地を超えた集出荷調整体制の整備

・調整、物流の効率化を進めるため、拠点産地を越えた集出荷調整施設の整備を推進

【農業収益向上環境整備対策事業（令和2年度県補正事業）】

【産地生産基盤パワーアップ事業(国)】 【強い農業・担い手づくり支援交付金（国）】

(4) 安定した経営のための販路確保

・市場出荷だけでなく、加工・業務用を中心とした販路確保を進め、産地全体での契約取引による安定した所得の確保、出荷コストの低減を進める

【しまねの農産物販路拡大支援事業】

(5) 産地全体で生産性を上げていくための水田の汎用化等の基盤整備の推進

・地域全体で基盤整備に取り組む際の支援（最大で地元負担が0）

【農業競争力強化基盤整備事業（公共）】

(7) 有機農業の拡大

1. 目指す姿と取組のポイント

産地支援課

有機JASの面積シェア1%以上を実現

有機JASを取得した有機農産物の販売額を10億円以上増加

マーケットインの発想のもと、確保する販路に見合った生産拡大を推進

2. 取組の進め方と令和3年度予算事業

(1) 有機農業を進めるための販路確保

高価であっても有機農産物の価値を高く評価する小売業者との結びつきを強化し、確実な販路の拡大を図るとともに、物流改善に取り組む

(1) パートナー企業の活用による販売力の強化

- ・パートナー企業連携協定を締結している「こだわりや」から、販売だけでなく、産地づくりの視点からもアドバイスをもらいながら首都圏での販売対策を強化

(2) 新たな販路確保

- ・有機農産物を扱う大手食品宅配企業や米卸への販路開拓を進め、それら実需者が必要とする品目、量、時期を把握し、中長期的な生産・出荷計画を策定

(3) 物流改善

- ・首都圏等の販売先と連携し、既存物流網の活用などにより、有機野菜の輸送コスト削減の取組を実施

【しまねの農産物販路拡大支援事業】

(2) 需要に応じた産地の拡大

(1) 中核産地の生産拡大

- ・野菜において、独自の販路や一定のロットを有し、県内の有機農業をけん引する産地を「中核産地」と位置づけ、生産面積の拡大や新規就農者の着実な確保を推進
- ・新たに確保した販路について中核産地と話し合いながら、産地の拡大を推進

① 有機農産物の生産拡大を進めるためのハウス整備を支援

- ・国事業（産地生産基盤パワーアップ事業）を活用する場合
国は資材費の1/2、県は事業費の1/4を支援
- ・県事業
市町村が事業費の1/3を補助する場合、県も同額を補助

【ハウス等整備事業（国、県）】

② 農業者の経営基盤の確立や発展に向けた農業用機械・施設の導入を支援（3/10以内）

【強い農業・担い手づくり総合支援交付金（国）】

③ 有機農業を行うための機械・施設の導入等に対して支援（1/2以内）

【産地生産基盤パワーアップ事業（国）】

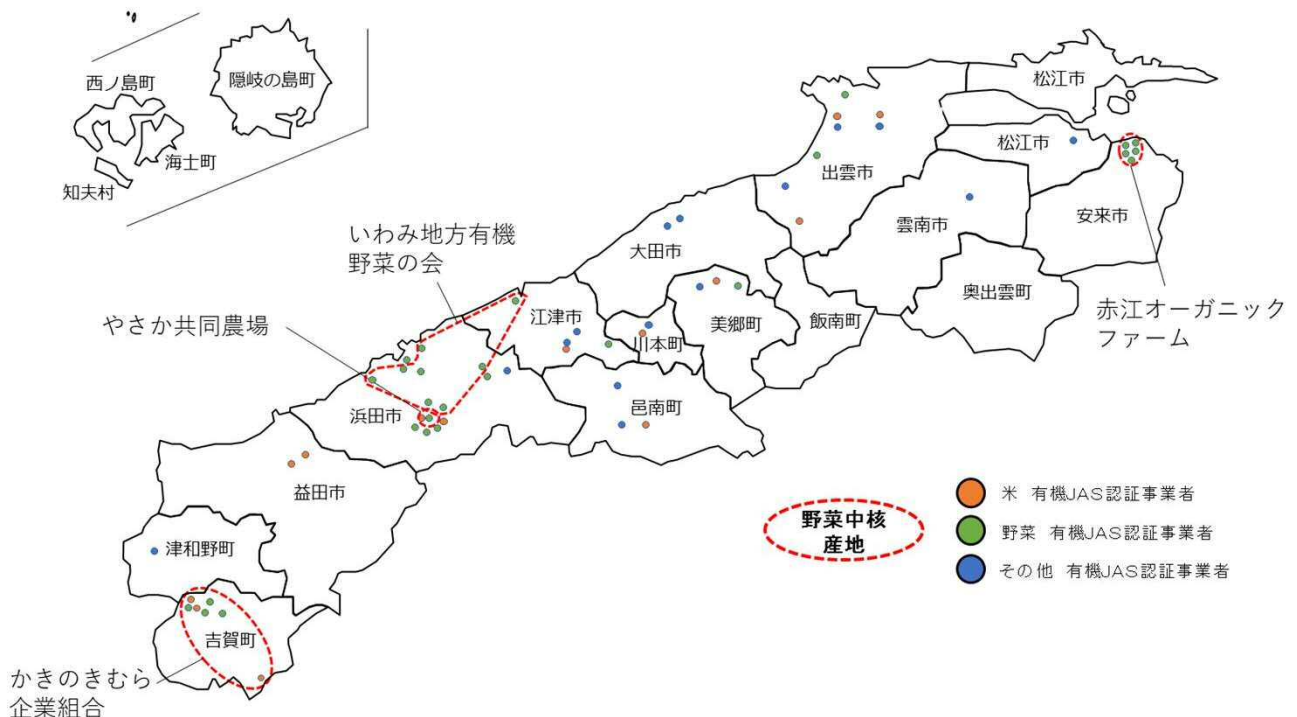
④ 中核産地の生産拡大に必要な新規就農者の確保のため、包括的就農パッケージの作成や就農相談会等での募集、農林大学校での研修等を実施

(3) 需要に応じた産地づくり

(1) 需要に応じた新たな産地づくり

- ・実需者の需要情報に基づき、中核産地や既存農業者だけでは対応できない生産を担っていく新たな産地を育成
 - ① 有機栽培技術を導入していくための試作や販売先との打ち合わせを支援（必要経費の1/2以内）
【有機農業推進事業（県）】
 - ② 実需者と結びついた有機農産物栽培技術向上のための実証ほの設置、栽培研修会を県で開催
 - ③ 有機農産物の生産拡大を進めるためのハウス整備を支援
 - ・国事業（産地生産基盤パワーアップ事業）を活用する場合
国は資材費の1/2、県は事業費の1/4を支援
 - ・県事業
市町村が事業費の1/3を補助する場合、県も同額を補助
【ハウス等整備事業（国、県）】
 - ④ 農業者の経営基盤の確立や発展に向けた農業用機械・施設の導入を支援（3/10以内）
【強い農業・担い手づくり総合支援交付金（国）】
 - ⑤ 有機農業を行うための高性能な機械・施設の導入等を支援（1/2以内）
 - ・特に米は有機専用の乾燥調整ラインが必要となることや、ロットを確保していくため産地でのまとまった取組を推進
【産地生産基盤パワーアップ事業（国）】
 - ⑥ 産地形成に必要となる新規就農者の確保のため、包括的就農パッケージの作成や就農相談会等での募集、農林大学校での研修等を実施
 - ⑦ 有機JASを新たに取得もしくは既取得者で取組面積の拡大を図ろうとする農業者のほ場実地検査（有機JAS認証検査）を受講・受験する取組を支援（定額、1/2以内）
【有機農業推進事業（県）】

有機農業推進マップ



(8) 美味しまね認証を核としたGAPの推進

産地支援課

1. 目指す姿と取組のポイント

GAPは、実需者や消費者の信頼向上や販路拡大につながるだけでなく、経営上のリスク対策、生産コスト削減、作業効率の向上、農作業安全・労働環境の改善等を通じて農業経営改善に有効な手段であることから、あらゆる農業者にGAPの実践を促す。

- (1) マーケットから求められる国際水準GAPである「美味しまねゴールド」の認証取得を強力に推進。
- (2) GAP認証取得が加速するよう、流通・販売業者等との協力関係を強化し、GAPに取り組むメリットが実感できるような販売環境を構築

2. 取組の進め方と令和3年度予算事業

(1) GAPの意義の普及と美味しまね認証（美味しまねゴールド）の取得支援

- ① GAPの意義の普及
 - ・ GAP指導員となる農業普及員の育成と指導体制を強化
 - ・ 各対象にあわせたGAPの意義や必要性、県の考え方を丁寧に説明
 - ・ 農業教育機関の国際水準GAP認証取得を支援し、次世代の担い手にGAPを推進
- ② 認証取得のための環境整備
 - ・ 認証取得希望者に対してマンツーマンの取得支援を実施
 - ・ 美味しまね認証アプリ等を開発し、より取り組みやすいツールを提供
 - ・ 産地づくりに必要な団体認証の指導手法を確立し、積極的に推進・支援
- ③ スムーズな審査の実施
 - ・ (公財)しまね農業振興公社による現地審査体制を強化、認証取得者の増加に対応
- ④ 信頼性の高い美味しまね認証制度の運営
 - ・ 国が公表した国際水準GAPガイドライン（試行版）に早期に対応
 - ・ 第三者委員会による審査や安全性確認のための残留農薬分析を実施
- ⑤ 生産者が主体となったGAPを活用した農業経営改善活動の支援
 - ・ 島根県GAP生産者協議会（生産者組織）の活動支援

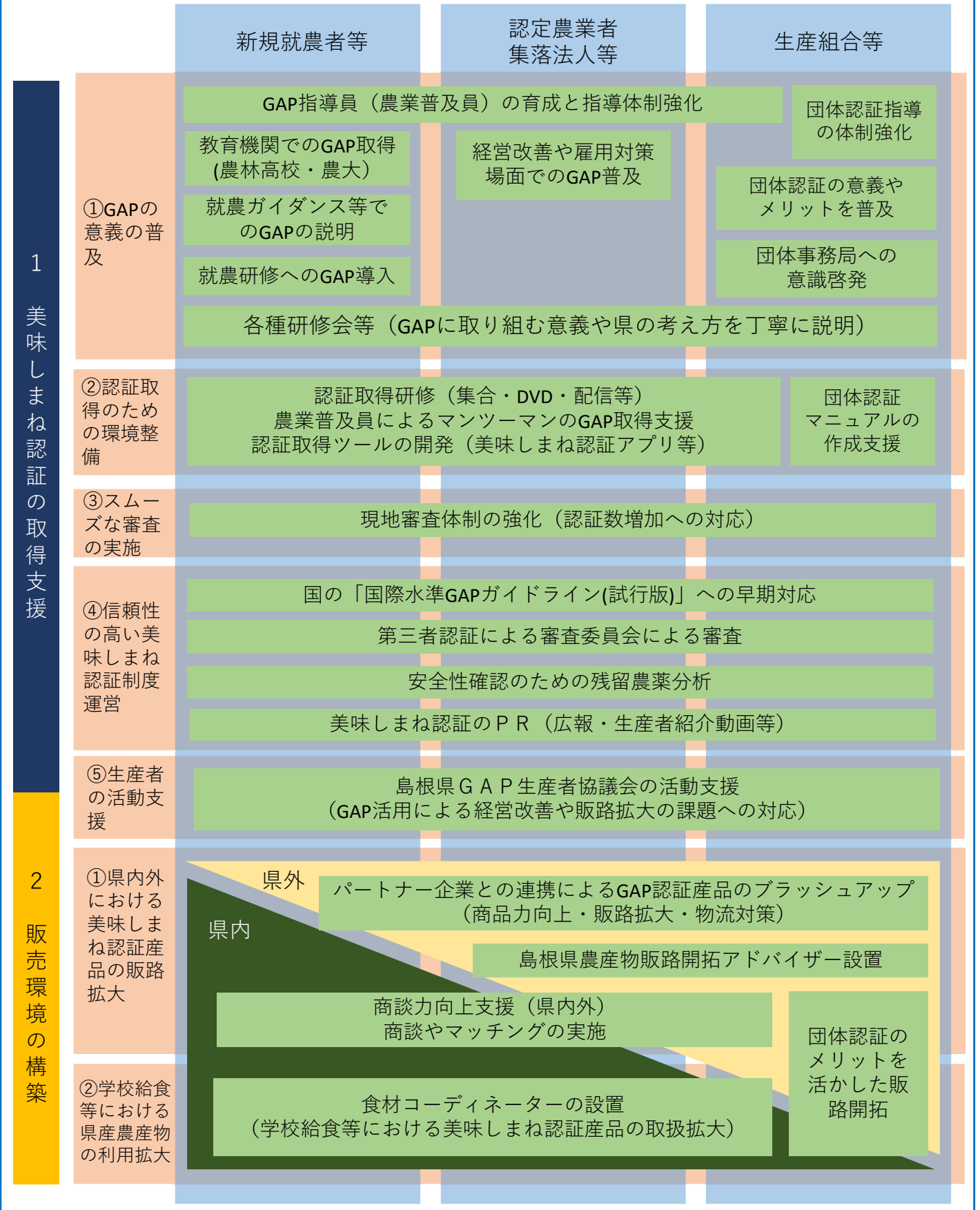
(2) GAPに取り組むメリットが実感できる販売環境の構築

- ① 県内外における美味しまね認証製品の販路拡大
 - ・ 美味しまね認証製品生産者の県内外の販路開拓を支援
 - ・ 地元スーパーと連携し美味しまね認証製品の消費拡大の取組を実施
 - ・ 販売メリットがあるよう産地で取り組むGAP（団体認証）の取得を推進
 - ・ パートナー企業と連携し商品力向上や物流コスト削減の取組を支援
 - ・ 島根県農産物販路開拓アドバイザーを活用した県外の販路開拓を実施
- ② 学校給食等における県産農産物の利用拡大
 - ・ 食材コーディネーターを設置し、学校給食等における「美味しまね認証製品」の取扱いを拡大

< 予算事業名 >	美味しまね認証を核としたGAP推進事業	43,359千円（継続）
	しまねの農産物販路拡大支援事業	39,742千円（組替新規）

進め方

対象に応じた美味しまね認証（GAP）の取得支援と販売環境整備を強力に進めます。



(9) 肉用牛生産の拡大

農畜産課畜産室

1. 目指す姿と取組のポイント

【和牛子牛生産頭数 9,300頭以上、産出額 25億円以上増加】

- 子牛市場価格の変動にも耐えられる特色ある子牛の生産を進め、安定した経営を目指す将来の担い手を継続的に確保
 - ① リース牛舎や放牧を活用した新規就農者の確保
 - ② 市場価格をリードする種雄牛の造成
 - ③ 繁殖雌牛の能力向上
 - ④ 子牛や肥育牛の生産性向上

【KPI目標】和牛子牛生産頭数
 R1:7,522頭 → R2目標:7,700頭
 実績:7,900頭(見込)

2. 取組の進め方と令和3年度予算事業

(1) 新たな担い手確保

【目標】毎年5名以上の新たな担い手を確保

R2	取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就農希望者や施設候補地等の情報の収集 ○ 就農パッケージ(9件)の作成 など
	成果	○ 新規就農者5名、来年度以降の就農希望者14名を確保



R3	取組方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就農希望者と継承希望施設、畜産施設候補地等の情報を一元管理し、地元生産者(改良組合や集落営農等)が就農を仲介する仕組みを構築 ○ 30頭規模以上を目指す専業新規就農者を育成
	支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>中核的な経営体を目指す自営就農確保対策事業</u> 334,938千円の内数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規就農者の初期投資の軽減を図るためリース牛舎の整備を推進し、取得経費の一部を助成 国庫事業(※)活用型…補助率1/4 ○ <u>畜産クラスター事業<国>(※)</u> 2,000,000千円 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高収益型の畜産を実現する牛舎等の施設整備を支援…補助率1/2

(2) 種雄牛の造成・繁殖牛の能力の向上

(3) 子牛や肥育牛の生産性の向上

【目標】子牛市場価格と肥育出荷成績で全国平均以上を達成

R2	取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ しまね和牛のめざす姿について県内の生産をリードする生産者等と検討 ○ 繁殖雌牛の更新・増頭(280頭)、ゲノム能力評価(800頭)を支援 ○ 成績優良農家と要改善農家(22件)の飼養管理や経営を調査
----	----	---

R2	成果	○ 全国平均に対する比率の改善 子牛市場価格 R1:98% ⇒ R2:99%、枝肉上物率 R1:95% ⇒ R2:101% (11月)
----	----	--



R3	取組方向	○ 県の改良方針を決定し、目標達成に必要な高能力繁殖雌牛の保留を推進 ○ 意欲ある生産者と連携して種雄牛の造成や和牛全共出品対策を実施 ○ 成績優良農家と連携して、成績不振農家を集中的に指導
	支援事業	○ <u>しまね和牛生産振興事業</u> 56,188千円 ・ 繁殖雌牛の更新・増頭を支援(300頭) ・ 更新10万円、増頭15万円/頭 ・ ニーズに応える子牛づくりや特徴を活かした牛肉生産と販売を強化 ○ <u>増頭奨励金<国></u> ・ 畜産クラスター計画に基づき繁殖雌牛を増頭する場合に奨励金を交付 ・・・50頭未満農家 24.6万円/頭、50頭以上農家 17.5万円/頭 ○ <u>肉用牛経営安定対策補完事業<国></u> ・ 生産基盤強化のため、優良な繁殖雌牛の増頭や簡易牛舎等の整備を支援 ・・・導入8万円または10万円/頭、簡易牛舎上限25千円/m2 ○ <u>種雄牛造成強化事業</u> 46,485千円 ・ ゲノミック評価による超高能力雌牛の選抜 (800頭) ・ 超優秀雌牛の導入支援 ・ 補助率1/2、上限180万円/頭 ○ <u>第12回全国和牛能力共進会出品対策</u> 11,360千円 【拡充】 ・ 種牛の部出品候補雌牛の確保 ・ 20頭、30万円/頭 ・ 出品候補牛の飼養管理指導を強化

(4) 放牧の拡大

【目標】 放牧を利用している繁殖牛を3,800頭以上に増加

R2	取組	○ 公共放牧場の整備 (38.5ha) ○ 放牧場利用拡大計画の策定 (160頭)
	成果	○ 放牧利用頭数が増加 R1:3,300頭 ⇒ R2:3,400頭 (見込)



R3	取組方向	○ 隠岐に加えて大田や雲南地域での取組を推進 ○ 放牧場利用の参入障壁を取り除き新規就農者でも活用できる体制を構築
	支援事業	○ <u>放牧再生支援事業</u> 10,280千円 ・ 公共放牧場の再整備と適正管理する仕組みづくりを推進 雑灌木の除去、牧草の再播種、牧柵の修繕等・・・補助率1/2、上限330万円 ○ <u>畜産公共事業</u> 181,681千円<国、県、町村> ・ 草地造成や隔障物・家畜保護施設等を行い公共放牧場を整備

(10) 持続可能な米づくりの確立

農畜産課

1. 目指す姿と取組のポイント

【担い手のうち3分の2以上が生産コスト9,600円/60kgまで削減】

○島根県において米は作付面積の6割を占める基幹的な作物であることから、最も米価が下がった平成26年産から更に1割価格が下がっても収支が成り立つように、徹底的なコスト削減に取り組む

2. 取組の進め方と令和3年度予算事業

【9,600円/60kgを達成できる低コスト化技術の組み合わせ（例）】

リモコン草刈機

○中山間地域における畦畔法面の草刈を効果的に実施
⇒畦畔除草の労働時間を削減

【640円/60kg削減】

高密度で播種・育苗

○播種量を増やし、使用する苗箱数を半分以下に削減
⇒育苗に係る資材費と労働時間を削減

【800円/60kg削減】

多収穫品種の導入

○マーケットニーズに対応する多収穫品種を生産・販売
⇒収量向上効果により大幅にコスト削減

【2,300円/60kg削減】

課題に対する取組状況

○低コスト化技術の柱である、中山間地域の草刈の省力化、密播密苗、多収穫米の拡大の取組を進めるため、下表に掲げる実践経営体数の確保目標の達成を図る

→令和2年9月補正「収益向上緊急支援事業」の創設や国の経営継続補助金を活用して、低コスト化技術導入に必要な機械・施設の前倒し導入を支援

	R3年度取組実践経営体の確保目標	R3年度実践見込み経営体数	目標対比
リモコン草刈機	95	76	80%
高密度播種	70	63	90%
多収穫米	70	34	49%
その他(ローン等)		189	

○最もコスト削減効果が高い多収穫米の取組は、実証栽培に留まっており、販売先と結びついた取組にまで至っていない状況
→令和3年3月に担い手が参画する「島根県多収穫米拡大推進協議会」を立ち上げ、販売先とつながったテスト販売、販路の開拓、有望品種の選定、多収穫技術の確立等に向けた取組を総合的に支援

(1) 低コスト技術の導入

- 担い手の省力・低コスト化技術導入支援 50,000千円の内数（農業経営課）
認定農業者（法人経営を含む）が、経営規模拡大や生産コスト削減のために必要な機械導入を支援 補助率：1/3
- ICT技術等導入による広域連携組織化支援 60,000千円の内数（農業経営課）
集落営農の広域連携組織がICT技術等を活用して、経営規模拡大や生産コストの低減を図るために必要な機械導入を支援 補助率：1/3
- 【国】強い農業・担い手づくり総合支援交付金 16,214,000千円
担い手（人・農地プランの中心経営体）の経営の高度化・発展に必要な農業用機械・施設の導入を支援 補助率：3/10
- 【国・県】農地利用集積促進事業 346,499千円（農業経営課）
担い手への農地集積・集約化を加速化するため、農地の出し手・受け手や農地中間管理機構の活動を支援
- 生産コスト削減モデルの確立 7,850千円
モデル地区において、生産コスト9,600円/60kgを目標にした低コスト生産技術の組み合わせによるコスト削減効果を実証



●各地域での低コスト化技術導入の仕組みづくり

令和2年9月補正事業のような強力な誘導策の有無にかかわらず、低コスト化技術が円滑に導入できるよう、令和3年度は、既に導入されている機械の広域利用やリース方式など、地域ごとの仕組みづくりを推進

(2) 多収穫米の拡大

- 多収穫米の拡大対策 27,510千円 【新規】
県と協議会が一体となって、多収穫米の生産・販売拡大を進めることで担い手のコスト削減を支援
 - ①有望品種の実証栽培・多収技術の確立（11,010千円）
担い手のほ場に県の実証ほを設置し、有望品種の多収栽培技術を確立するとともに、販売先と連携したテスト販売を実施
→令和4年度から本格栽培する品種を選定（想定：3～5品種）
 - ②販路の確保・拡大（16,500千円）
県と協議会が連携して多収穫米の販路開拓に取り組み、令和4年産米から本格栽培へ移行できるように確実な販路を確保
協議会加入メリットとして、構成員自ら行う販路開拓活動を支援

※候補品種 (案)
つきあかり
にじのきらめき
とよめき
あきだわら
恋初めし
やまだわら
ほじるし など

担い手不在集落の解消

(11) 日本型直接支払制度の取組拡大 (12) 地域が必要とする多様な担い手の確保

農林水産総務課農山漁村振興室

1. 目指す姿と取組のポイント

【令和6年度までに275以上の集落で担い手不在を解消】

- 担い手不在集落を解消するためには、集落の皆さんで営農維持に向けた話し合いや共同活動に取り組んでいただくことが大切。そのために、まずは日本型直接支払制度の取組や人・農地プランの検討を促進。
- その話し合いを出発点として、担い手不在集落の解消に向けて、①集落営農組織の設立、②近隣の担い手によるカバー、③定年帰農者等の多様な担い手確保といった具体的な取組へ誘導
- 【進捗】担い手不在集落を対象としたアンケート調査等をもとに、86集落をリストアップして個別支援を実施（継続中）。
令和2年度の担い手不在解消は目標31集落に対して27集落の見込み。

2. 取組の進め方と令和3年度予算事業

(1) 担い手不在集落での話し合い、共同活動の促進

①中山間地域等直接支払事業（国）

中山間地域等において、農業生産活動の維持を通じて農地を保全する農業者等に交付金を交付。

交付金：（田の場合）8千円～21千円/10a
（広域化や生産性向上等に取組む場合の加算） 3千円/10a

②多面的機能支払事業（国）

農地や水路等の地域資源を守り、農地の有する多面的機能の維持管理のために取り組む共同活動に対して、交付金を交付。

交付金：（田の場合）3千円/10a （水路等の補修を実施する場合）2.4千円～4.4千円/10aを追加

(2) 集落営農組織の設立

【方向】集落での検討や必要な機械導入の支援に、小規模の基盤整備も組み合わせた総合的な営農環境の整備により、集落営農組織の設立を促進。

（5年間の取組想定数：75集落）

①営農の組織化等に関する支援（県）

担い手不在集落における任意組織設立や組織の法人化、さらには広域連携に必要な話し合い経費や営農機械の導入費を助成

【任意組織設立】 話し合い経費：1/3以内（上限200千円） 活用想定数 40組織/年
機械導入支援：1/3以内（上限5,000千円）活用想定数 20組織/年

【法人化・広域連携】話し合い経費：1/2以内（上限1,000千円）
機械導入支援：1/3以内（上限10,000千円）

②生産基盤の整備

担い手不在集落における暗渠排水などの生産基盤整備にかかる農家負担を軽減。

【基盤整備】農地耕作条件改善事業：（要件）総事業費2,000千円以上、受益者2者以上等（国）

【負担軽減】県単農地集積促進事業：上記事業を実施し、担い手不在が解消されれば事業費の12.5%分を農家に促進費として交付（県）

(3) 近隣の担い手によるカバー

【方向】 集落側の近隣の担い手への期待は大きいですが、担い手不在集落へ出かけての営農はコスト高などが課題。R3から営農経費等の受け手支援を強化して取組を促進。
(5年間の取組想定数：150集落)

【農地の出し手支援】

① 農地中間管理機構集積協力金（地域集積協力金）（国）

担い手への農地集積、集約化や荒廃農地の解消を加速するため、農地中間管理機構に農地を貸し付ける農家に対して協力金を交付

農家協力金：10千円～28千円/10a

【農地の受け手支援】

② 近隣の担い手による営農支援（県）【新規】

近隣の担い手が担い手不在集落での営農を一定面積以上開始する場合、営農に係る経費や必要となる機械導入を支援する事業を創設

担い手への交付金：500千円/集落 活用想定数 30集落/年

機械導入支援：1/3（上限10,000千円） 活用想定数 10集落/年

③ 担い手への農地集積促進事業（県）

経営規模拡大を図る担い手の農地集積を支援

集積促進費：15千円～20千円/10a

(4) 定年帰農者等の多様な担い手確保

【方向】 認定新規就農者などの従来の「担い手」に加え、定年帰農者や集落営農の担い手（雇用、オペレーター等）、半農半Xなどの「多様な担い手」の確保を進める。
(5年間の取組想定数：50集落)

① 定年等帰農者の営農開始・定着を支援（県）【拡充】

担い手不在集落で営農を開始する農業者の経営確立を支援するとともに、他の新規就農者支援事業と同様に機械導入費の助成を追加。

交付金：60千円/月（最長2年） 活用想定数 10名/年

機械導入支援：1/3（上限10,000千円） 活用想定数 5名/年

② 集落営農組織の担い手確保支援（県）

・法人として就農希望者を雇用し、技術や知識を習得させるために必要となる研修費用を助成

研修費助成：1,200千円/人/年（最長1年） 活用想定者数 5名/年

・オペレーター等で集落営農組織に参画し、かつ自らも経営する農業者（半農半集落営農）を支援

交付金：60千円/月（最長2年） 活用想定者数 5名/年

③ 多様な担い手の確保支援（県）

・50歳以上65歳未満の新規就農者の研修経費を助成

準備型（最長1年）：UIターン者120千円/月 県内在住者60千円/月

経営開始型（最長2年）：60千円/月

・半農半Xを実践するUIターン農業者の研修費用等を助成

就農前：120千円/月（最長1年） 就農後：最大60千円/月（最長1年）

機械導入支援：1/3（上限1,000千円）

(13) 鳥獣被害対策の推進

農林水産総務課鳥獣対策室

1. 目指す姿と取組のポイント

【鳥獣被害対策に意欲のある集落の被害額を50%以上削減】

- 鳥獣被害を減らすためには、個々の農地だけを守るのではなく、集落・地域全体の農地を守る仕組みをつくる「地域ぐるみの鳥獣対策」に農業者・集落が自ら取り組むことが重要
- そのためには、
 - ①集落・地域での話し合いによる合意形成
 - ②具体的な被害対策の計画づくりと実施
 - ③効果の検証とレベルアップといった取組とその改善を続けることが必要であり、各農林振興センターに設置した鳥獣被害対策チームが支援

今年度の進捗

- (1) 地域ぐるみの被害対策
各農林振興センター・地域事務所単位に「鳥獣被害対策チーム」を配置。被害が発生している営農法人を中心に先行的に対策を指導し、13地域で被害額45%減少。
- (2) 捕獲担い手の確保・育成
有害鳥獣捕獲に必要な狩猟免許新規取得者数は350名（過去最高）。このうち有害捕獲を目的とした取得者は295名。
- (3) ジビエ活用の取組
有害捕獲個体のジビエ等への活用率は前年度の6.2%から8.8%に増加見込み。
- (4) 中国山地のニホンジカ対策
ニホンジカの捕獲事業を実施。市町村捕獲分と併せ420頭程度捕獲見込。

2. 取組の進め方と令和3年度予算事業

(1) 地域ぐるみの鳥獣被害対策

◆鳥獣被害対策に意欲ある集落等は、公募中の「目指せ！被害ゼロ地域」に応募し、指定を受けることで県から総合的な支援

[指定地域（およそ100地域）のメリット]

- 合意形成から対策実施、効果検証までを指導・支援
 - 中国山地のニホンジカや外来種などの新たな鳥獣被害を受けている10地域程度を選定し、侵入防止柵の設置や、捕獲檻の導入などの具体的対策を実施
 - 有害鳥獣捕獲の担い手を確保・育成するため、狩猟免許試験に向けた講習会等の実施
 - 有害捕獲個体の処理負担を軽減させるため、ジビエ等への活用のため、加工処理施設との連携体制の構築
- ◆各市町村が指定する「被害ゼロ地域」においても、市町村の支援を受けることが可能
- ◆中山間地域等直接支払、多面的機能支払制度では、集落等で「鳥獣被害対策」に取り組むことを協定内や活動計画の中に盛り込むことで交付金の活用が可能

◆農地の集積・集約、農業の高付加価値化に取り組む地区を対象に県が実施する「農業競争力強化農地整備事業等」で侵入防止柵等の設置を支援

- 地域ぐるみの鳥獣被害対策事業（県）[26,443 千円] **【拡充】**
- 有害鳥獣被害対策補助金等（県）[25,494 千円] **【拡充】**
- 鳥獣被害防止総合対策交付金事業(国) [150,000 千円] **【拡充】**

(2) 捕獲担い手確保・育成

「地域ぐるみの被害対策」で有害鳥獣捕獲の中心の担い手となる農業者等の「狩猟免許取得者」を育成し、増加させる

- ◆狩猟免許取得希望者は、農林振興センター・地域事務所単位で実施する狩猟免許試験及び事前講習会を受講
 - ◆免許取得後も、技術向上のための研修会を受講可能
 - ◆狩猟免許取得に必要な費用については、市町村の補助制度が利用可能
- 地域ぐるみの鳥獣被害対策（県）[(再掲) 26,443 千円の内数]
 - 鳥獣被害防止総合対策交付金事業(国) [(再掲) 150,000 千円]

(3) 有害捕獲個体のジビエ等への活用

「地域ぐるみの被害対策」の取組みで捕獲される有害鳥獣の処理負担を軽減するため、ジビエ等への活用を推進

- ◆有害捕獲個体の活用のための研修会費や加工処理施設整備・改修、保冷库や輸送車などの購入経費を支援
- 地域ぐるみの鳥獣被害対策（県）[(再掲) 26,443 千円の内数]
 - 有害鳥獣被害対策補助金等（県）[(再掲) 25,494 千円の内数]
市町村が実施する国交付金の対象とならない加工処理施設の小規模な改修経費や捕獲個体の回収に必要な保冷库、輸送車等の導入経費を支援 **【新規】**
 - 鳥獣被害防止総合対策交付金事業(国) [(再掲) 150,000 千円]

(4) 新たな鳥獣被害対策

- 地域ぐるみの鳥獣被害対策（県）[(再掲) 26,443 千円の内数]
「目指せ！被害ゼロ地域」の県指定地域のうち、中国山地のニホンジカや外来種などの新たな鳥獣被害を受けている10地域について侵入防止柵の設置や、捕獲檻の導入などの具体的対策を実施
- 中山間地域等直接支払や多面的機能支払制度、農業競争力強化農地整備事業等については「(1) 地域ぐるみの鳥獣被害対策」同様に活用可能
- 中国山地のニホンジカ対策（県）[44,691 千円] **【拡充】**
県において500頭程度を目標に捕獲事業を実施
- 有害鳥獣被害対策補助金等（県）[(再掲) 25,494 千円の内数]
市町村が実施するニホンジカやサル、外来種等の捕獲事業を支援 **【新規】**

林業のコスト低減

【1. 原木生産の低コスト化・2. 再造林の低コスト化】

林業課・森林整備課

1. 5年後の目指す姿

【5年後に林業の植林から伐採までの1サイクルの生産コストを15%以上低減】

- 人工林1haあたりの原木生産コストを5%以上低減
- 人工林1haあたりの再造林コストを18%以上低減

2. 令和3年度の対策

(1) 原木生産の低コスト化

【課題】

- 林内路網や林業機械の導入など、原木生産の低コスト化に繋がる環境整備が不足している

(人工林1haあたりの原木生産コストは1%削減の見込み(R2))

【対応】

- 資源が充実したエリアに原木搬出に必要な林業専用道、森林作業道を集中的に整備し、高性能林業機械を導入
- 低コスト化に繋がる最新のICT機器等が全国的に試験導入されており、その内、島根に適する機械や作業システムを現場実証

林内路網整備支援 669,530千円

- ・循環型林業拠点団地の骨格となる林業専用道整備へ支援

【実施主体】 県、市町村 【負担割合】 (国) 50% (県) 40% (市町村) 10% (ほか)

- ・林業専用道とネットワークを形成する森林作業道等を市町村と協調して支援 **【拡充】**

【対象者】 林業事業者 【補助率】 森林作業道 (定額2,000円/m又は1,000円/m)

作業ヤード (定額500,000円/箇所)

排水施設 (定額20,000円/箇所)

高性能林業機械の導入等支援 76,580千円

- ・高性能林業機械を導入し、原木生産の低コスト化を実施する事業者に対して、機械導入経費の一部を支援

(国庫) 【対象者】 林業事業者 【補助率】 1/3(ほか)

(県単) 【対象者】 林業事業者

【補助率等】 以下の原木生産支援に 380円/m³を上乗せ

〔 原木生産経費の一部を製材用原木の出荷割合に応じて支援
製材用への出荷割合 16%以上 620円/m³、16%未満 310円/m³ 〕

省力化・低コスト化に繋がる林業機械等導入支援 209,544千円

- ・遠隔操作できる集材機などの機械導入を支援 **【R2補正】**

【対象者】 林業事業者 【補助率】 1/2

ただし、製材用原木の安定供給協定を締結するもの 上限 5,000千円、協定締結に加え製材用原木を20%以上生産するもの 上限 14,000千円

最新のICT機器等の現場実証 7,000千円

- ・最新のICTを搭載した機器等を活用した新技術を県内各地域で実証 **【新規】**

【実施主体】 県

(2) 再造林の低コスト化

【課題】

- 低コストな再造林手法は、林業現場において浸透が進んできているものの、一貫作業における伐採者と造林者の連携や低密度植栽の定着が不十分。また、今後利用拡大を図るコンテナ苗生産の技術力が低い

(人工林1haあたりの再造林コストは9%削減の見込み (R2))

(低密度植栽の実施率 (R2) :85%、得苗率(R2) :59%)

※ 得苗率とは、植え付け数に対する出荷数の割合

【対応】

- 補助事業による一貫作業や低密度植栽への集中支援、コンテナ苗の育苗に必要な施肥等の最適化や生育に支障を及ぼす病虫害の防除など技術指導強化と生産施設整備

コンテナ苗を活用した一貫作業、低密度植栽推進へ支援 662,123千円

- ・一貫作業、低密度植栽など低コスト化への取り組みを支援

【対象者】 森林所有者ほか 【補助率】 68% ほか

- ・コンテナ苗生産施設整備を支援、中山間地域研究センターで開発された新たな育苗技術を普及員が現地指導 **【強化】**

【対象者】 苗木生産者 (コンテナ苗生産5万本以上) 【補助率】 1/2

【対象者】 苗木生産者 (コンテナ苗生産5万本未満) 【補助率】 1/3

原木が高値で取引される環境整備

【3. 製材用原木の需要拡大と安定供給・4. 高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大】

林業課

1. 5年後の目指す姿

【5年後に生産する原木のうち製材用原木の割合を12%→17%以上】

- 人工林1ha当たりの原木販売額5%以上アップ
- 2製材工場を新設し、製材工場の原木需要量を現状100千m³から131千m³以上に増加

【5年後に製材工場の出荷量のうち高品質・高付加価値製品の出荷割合を44%→50%以上】

- 県産木材を積極的に使用する工務店の認定数を5年間で65社以上
- 木材製品の県外への出荷額を31.2億円以上

2. 令和3年度の対策

(1) 製材用原木の需要拡大と安定供給

【課題】

- 原木生産は拡大基調にあるものの、製材工場の加工体制は質・量ともに脆弱であり、原木消費量は横ばいで推移
(原木全体に占める製材用の割合は12% (全国平均41%))

【対応】

- 製材用原木の需要拡大のために製材工場の新設・規模拡大を推進
- 製材工場を分業・連携によりグループ化し、製品増産や高品質・高付加価値製品加工を促進

製材工場の新設・規模拡大支援 139,619千円

- ・ 製材工場の立地候補地及び圏域内での原木確保等調査【定額】 2,500千円/工場
- ・ 製材工場の新設・規模拡大を支援
実施設計【補助率】 1/2
用地取得・土地造成【補助率】 最大30% (新設の場合)
施設整備【補助率】 1/2、上限7億円
施設移転【補助率】 3/10
雇用助成【定額】 常用雇用に対し、100万円/人

分業・連携を行うグループ化による加工体制強化支援 165,325千円

- ・製材工場が地域内の他の工場と連携を強化し、高品質・高付加価値製品を生産するための施設導入等への支援
施設導入：【補助率】1/3、上限6,000千円
施設改良：【補助率】1/3、上限1,500千円
- ・JAS認定取得支援【補助率】1/2
- ・林業事業者との原木需給協定の締結、製造ラインの増設等に取り組む製材加工施設の整備を支援【R2補正】【補助率】1/2、上限50,000千円

(2) 高品質・高付加価値木材製品の出荷拡大

【課題】

- 住宅分野で積極的に県産木材を使用する認定工務店の中にも、県産木材の使用割合の低い工務店がある
(R2使用割合別の工務店数 0～30% 21社、30%～60% 10社、60%～100% 81社)
- 高付加価値木材製品の県外出荷量は拡大傾向にあるものの、大きな市場である大都市圏での販路の新規開拓の余地は十分に残っている

【対応】

- 県産材の使用割合の向上を目指す工務店の取組を重点的に支援
- 県外出荷に向け新たな取引先の開拓に取り組む製材工場を支援

県産材使用割合を伸ばす認定工務店の支援 80,000千円

- ・認定工務店が建築する住宅・非住宅について、県産木材使用割合が増えるよう使用割合に応じて段階的に工務店に支援【拡充】

【対象者】 認定工務店

【補助率等】 県産木材使用率 60%～70%までの部分 2万円/m³
70%～80%までの部分 3万円/m³
80%～100%までの部分 5万円/m³

上限 住宅：新築37.5万円/戸・増改築20万円、非住宅：100万円/棟

- ・さらに、製材工場からの県産木材製品の供給体制強化、県産木材のPR等の取組により、前年度に比べ県産木材使用割合を大きく引き上げる認定工務店を支援【新規】【補助率1/2、上限100万円/社】

県外の新たな取引先を開拓する製材工場の支援 5,200千円

- ・大都市圏で行われる展示・商談会等における製材工場の新規販路開拓の取組を支援
【補助率等】 定額（展示会への出展経費等）、1/2（県外企業の招聘）

林業就業者の確保

【5. 新規林業就業者の確保・6. 林業就業者の定着強化】

林業課

1. 5年後の目指す姿

【5年後に新規就業者を毎年80人以上確保と5年定着率を70%以上とし、林業就業者1,072人以上確保】

- 労働条件・就労環境の改善、新規就業者の確保等を図る「島根林業魅力向上プログラム」の実践に取り組む林業事業体数を49団体以上まで拡大
- しまね林業士の登録者数を林業就業者の70%以上(750人)に引き上げ

2. 令和3年度の対策

(1) 新規林業就業者の確保

【課題】

- 島根林業魅力向上プログラムによる林業事業体の取組は一定程度進んでいるが、個々の林業事業体の取組だけでは、求職者や高校生に林業の現場作業や林業事業体への就業イメージが十分に伝えられていない

【対応】

- 林業事業体への就職や農林大学校への進学を促すため、若者や求職者への働きかけや、高校生に向けた林業教育の充実を図るとともにPRを強化

若者や求職者への働きかけ 37,339千円

- ・ 島根林業への就業を促すため、相談機能強化、体験研修、事業体見学等を実施

【新規】

- ・ 林業事業体への就業や農林大学校への入学を促進するため、若者や求職者に対し島根林業の魅力をもPR

高校生の林業教育の充実 8,500千円 【拡充】（水と緑の森づくり事業）

- ・ 事業体の協力を得ながら高校生を対象とした現場見学会の開催や、高性能林業機械に直接触れたり、シミュレーターで操作体験する機会を提供

農林大の学生確保対策 87,709千円

- ・ 定員増や10月入学コースの設置に対応した教育体制の充実
- ・ 学生が就職を希望する林業事業体との連携によるインターンシップの実施
- ・ 農林大への就学をサポートするため給付金を支給（緑の青年就業準備給付金）
【補助率等】最大142.8万円/人・年
- ・ 農林大生の資格取得や装備品の費用に対する無利子貸付
※「しまね林業士資格」取得した場合、最短5年で全額を償還免除

（2）林業就業者の定着強化

【課題】

- 他産業並みの労働条件・就労環境になく、就業後の定着率が低い

【対応】

- 給与体系の改善や資格取得、熟練度に応じた手当制度の創設、週休二日制の導入など、島根林業の魅力向上に繋がる林業事業体の取り組みを促進

林業就業者の定着強化 61,940千円

労働条件・就労環境の改善、新規就業者の確保、事業拡大・収益性向上を図る「島根林業魅力向上プログラム」に基づいて実施する取組を支援

- ・ 就業希望者の林業体験（インターンシップ）を支援 【補助率等】宿泊費4.9千円/泊以内
- ・ 新規就業者の資格取得と林業機械操作の技術習得を支援 【補助率】1/2
- ・ 週休二日制導入に向けた試行を支援 【補助率等】25万円/年・班
- ・ 従業員の就労環境改善のための施設整備を支援 【補助率】1/2
- ・ キャリアアップ制度導入や、経営計画作成を中小企業診断士等により指導

沿岸自営漁業の担い手の確保・育成

～新規就業者確保と所得の向上～

水産課

1. 目指す姿と取組のポイント

持続可能な沿岸自営漁業の実現に向け、

- ① 新規就業者を安定的に確保（15人/年）
- +
- ② 他産業並の所得（年間水揚金額720万円以上）を確保できる漁業者を育成（R6年113人以上）



意欲のある漁業者を県独自制度により認定新規漁業者・認定漁業者に認定し、安定的な経営を実現できるまで伴走支援

〈認定漁業者制度〉

将来の沿岸漁業、漁村を牽引する担い手として県が認定した漁業者

◇認定新規漁業者

「漁業経営開始計画」を作成し、意欲的に漁業経営に取り組む新規漁業者

◇認定漁業者

一定の水揚があり、更なる生産増加に取り組む漁業者

【取組のポイント】

- **新規就業者確保**
 - ・ 技術習得や地域での就業の準備ができる「就業型研修」を柱に、担い手育成に協力する企業的漁業経営体と連携して、研修生を広く受け入れ
- **所得の向上**
 - ・ 現在の水揚状況に関わらず、今後の水揚アップを目指す漁業者の漁業技術のスキルアップ、新漁法導入を支援

【主な取組の進捗状況】

- ◆ 認定新規漁業者・認定漁業者数（見込み）… 36人
- ◆ R2年度新規就業者数（見込み）… 8～10人

2. 令和3年度予算における対応

島根の漁業を知る、関心を持つ

- 令和2年4月に県庁にワンストップ窓口を設置し、就業希望者が必要な情報を簡単に入手できる体制を整備。
- ワンストップ窓口を拠点に、SNS等を活用した漁業や支援制度、就業プランの紹介やWEBでの面談、相談会を開催し、広報、就業への相談対応を強化。
(しまねの漁業担い手づくり事業 1,983千円)

漁業技術の習得・就業に向けた準備

- 就業型研修の前段階として、島根県にU・Iターンし、漁業を体験する場合に滞在経費を助成。
[助成額等] 120千円/月×1年
(しまねU Iターン産業体験(ふるさとしまね定住財団事業))
- 定置網等の経営体に雇用されながら自営漁業の技術を習得する研修(就業型研修)を拡充。【拡充】
[助成額等]
指導者経費120千円/月×2年 ※受入経営体と自営漁業指導者の合計額
教材費150千円/年×2年、研修費120千円/年×1年
(しまねの漁業担い手づくり事業 27,845千円)
- 県と「担い手育成協定」を締結した定置網、底びき網等の企業的漁業経営体が研修生を受け入れるために使う機械等の導入を支援。
[助成率] 1/3 [上限額] 5,000千円
(企業的漁業経営体と連携した担い手育成事業 30,000千円【新規】)

漁業経営を開始(自立)

- 認定新規漁業者が漁業経営開始時に導入する漁船等の経費を助成。
[助成率] 県1/3、市町村1/3 [県上限額] 1,000千円
(漁業経営発展支援事業 4,000千円)
- 認定新規漁業者の経営開始時の生活基盤を支える給付金を給付
[助成額等]
50歳未満:1,200千円以内×5年、50歳以上65歳未満:600千円以内×2年
[助成率] 県1/2、市町村1/2
(しまねの漁業担い手づくり事業 27,845千円)

水揚げアップ・所得向上

- 実地(乗船)研修により習得した技術を活用して試験操業を行い、水揚げアップにつながる取組を普及職員のマンツーマン体制により支援。【新規】
[支援対象] 乗船研修経費、試験操業漁具貸与等
(しまねの漁業担い手づくり事業 3,200千円)
- 地域の漁業者グループ(認定漁業者等が構成員)の新ビジネスモデルづくり、戦略販売等の取組を支援。
[助成率] 1/2、1/3 [上限額] 3,300千円
- 現行の「沿岸漁業改善資金」に代わる無利子の制度資金を創設。【新規】
[資金用途] 機械、設備の導入資金 [限度額] 1人あたり50,000千円
(漁業経営発展支援事業 5,407千円)
- マーケットインを基本とした産地構想による6次産業化、輸出等の取組を支援。
[助成率] 基本補助1/2。産地の負担を総事業費の25%まで圧縮可
[上限額] 30,000千円/年度以内、50,000千円/3年度以内
(産地創生事業 180,000千円)

定置漁業の持続的発展 ～沿岸漁業集落の維持・活性化～

水産課

1. 目指す姿と取組のポイント

【132の沿岸漁業集落について、
1集落当たり漁業者が5人以上いる形で維持】

- 定置漁業経営体の新規参入や、養殖業等の新たな漁業の導入など、沿岸漁業集落の維持・活性化に向けたモデルを構築。

【主な取組の進捗状況】

- 新規参入の実現に向け、県内定置漁業経営体（26経営体）の規模拡大に向けた意向調査や、県外定置漁業経営体（463経営体）の参入意欲を測る調査を実施。

2. 取組を進めるための令和3年度予算事業

定置漁業経営体の新規参入の促進

- 新規参入の検討に必要な情報（漁場環境、資源状況等）の提示ができていない状況を改善すべく、県内外参入希望者と連携した漁場調査や水産資源調査を実施し、漁場にあった最適な網の規模などのビジネスモデルを構築・提示することで、新規参入を促進。
(定置漁業の持続的発展支援プロジェクト（試験研究） 5,896千円)
- 新規参入時に必要となる漁船・漁具等のリース方式による導入を支援。
[助成率] 1/2 [上限額] 250,000千円
(水産業成長産業化沿岸地域創出事業（漁具等リース事業）
水産業競争力強化緊急事業のうち漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業）（国）)
- 国の漁船リース事業を活用して高性能漁船を導入し、収益性の向上に取り組む漁業者のリース料負担を軽減し、企業的漁業等の構造改革を加速化。
[助成率] 漁船建造費の1/20 [上限額] 2,500千円 ※市町村と同率を助成
(水産業競争力強化漁船導入促進事業 45,000千円)

沿岸漁業集落における新たな漁業の導入

- 地域の漁業者グループ（認定漁業者等が構成員）の新ビジネスモデルづくり、戦略販売等の取組を支援。
[助成率] 1/2、1/3 [上限額] 3,300千円
(漁業経営発展支援事業 5,407千円)
- マーケットインを基本とした産地構想による6次産業化、輸出等の取組を支援。
[助成率] 基本補助1/2。産地の負担を総事業費の25%まで圧縮可
[上限額] 30,000千円/年度以内、50,000千円/3年度以内
(産地創生事業 180,000千円)

企業的漁業経営や内水面漁業の安定的発展

水産課

1. 目指す姿と取組のポイント

【企業的漁業経営や内水面漁業の安定的発展】

- 科学的知見の収集・提供の充実等により、資源管理と収益性向上の両立を図る。

【主な取組の進捗状況】

- 魚種別分布予測システムについて、沖合底びき網漁業でシステムを活用して操業した結果、現在のところ、以下の効果を確認。
 - 1航海あたりの漁場探索に要する時間が約2時間短縮され、曳網回数が約2回増加
 - 1航海あたりの漁獲金額が平年値（過去5年平均）に比べ7%増加

2. 取組を進めるための令和3年度予算事業

効率的な操業による漁獲と資源管理の両立

- 魚種毎の分布状況を予測し漁業者に少ないタイムラグで情報提供することで、漁業者が資源管理が必要な魚種の漁獲を避けたり、小型魚を避けて商品価値の高い大型魚を漁獲したりできる、効率的な操業を可能とするシステムを、沖合底びき網漁業の主要な漁獲対象種（15種）で開発。

（底びき網漁業資源管理プロジェクト（試験研究） 3,424千円）

省エネ等による収益性の向上

- 収益性の向上に必要な漁船等のリース方式による導入を支援。
[助成率] 1/2 [上限額] 250,000千円
（水産業成長産業化沿岸地域創出事業（漁具等リース事業）（国）
水産業競争力強化緊急事業のうち漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業）（国））
- 国の漁船リース事業を活用して高性能漁船を導入し、収益性の向上に取り組む漁業者のリース料負担を軽減し、企業的漁業等の構造改革を加速化。
[助成率] 漁船建造費の1/20 [上限額] 2,500千円 ※市町村と同率を助成
（水産業競争力強化漁船導入促進事業 45,000千円）

優良種苗の放流による資源の安定化

- 近年、アユの天然遡上量が減少しており、人工種苗放流による資源造成の重要性が高まっているが、現状の放流種苗には、病気に弱く放流後の生残率が低いなどの課題があり、資源の増加に至っていないことから、課題に対応した特徴を持つ放流用種苗を開発。

（島根の河川環境に適したアユ優良種苗系統作出事業 4,000千円【新規】）